

政総第1663号
令和8年10月8日

神奈川県議会議長 杉本 透 殿

神奈川県知事 黒岩 祐治
(公 印 省 略)

質問趣意書に対する答弁書について（送付）

令和8年9月18日付け神議第1534号をもって送付のありました井坂 新哉議員からの質問趣意書について、別添のとおり答弁書を提出します。

問合せ先
政策局総務室企画調整第二グループ 飯島
内線 3026

答 弁 書

● 災害対策、防災対策の強化について

○ 防災備蓄について

市町村は、概ね発災後３日間における避難生活を過ごすための、水や食料、毛布などの物資の備蓄を行っています。また、県や市町村では、備蓄以外に食料や資機材を提供いただける民間事業者と事前に協定を締結しています。この他、県では、令和６年の能登半島地震等を教訓に、避難所用テントやベッドなどを購入し、市町村の倉庫などに配置するなど、市町村と連携した備蓄を進めています。

国は、大規模災害時、被災都道府県からの具体的な要請を待つことなく、食料や毛布、携帯トイレなど、被災者の命と生活環境に不可欠な物資（基本８品目）のほか、避難所環境の整備に必要な冷暖房機器、感染症対策に必要なマスクや消毒液等を調達し、被災地にプッシュ型で支援することとしています。これを受け、県は、支援物資を一時的に受け入れ、市町村の拠点に迅速に輸送できるよう、市町村や関係機関と連携し、毎年度訓練を実施しています。

また、国は、令和７年４月から「新物資システム（B-PLo）」を運用していますが、このシステムでは、各自治体が事前に備蓄している品目や数量を入力することとなっています。県は、このシステムで、市町村の備蓄数を把握しています。なお、災害発生時にも、このシステムを通じて、被災者や避難所環境などのニーズに応じた物資、いわゆるプル型の物資調達について、国などに要請を行い、物資を調達することができる仕組みがあります。

県は、今後も国や市町村等と連携した備蓄等を進めるとともに、発災時に必要な物資を迅速に被災者に届けるための取組を進めていきます。

○ 福祉避難所の開設訓練について

昨年度実施した福祉避難所の開設訓練では、建物の安全確認から避難者の受入れまで、実際に開設作業全体を一通り体験することで、作業に必要な職員数や発電機などの機材管理の方法、連絡体制の構築、福祉避難所への受入基準の運用など、実際の災害時に直面するであろうと思われる実務的な問題が多数明らかとなりました。

これらは机上の想定だけでは把握できないものばかりであり、こうした訓練を行ったからこそその成果であるとも言え、訓練から得られた経験は、今後の訓練やマニュアル作成に積極的に活かしていきたいと考えています。

また、本事業につきましては、令和８年度も引き続き３市で訓練の支援を行う予定としています。

一方で、避難所の開設・運営は一義的には市町村の責務であるため、県として今後どのように市町村における福祉避難所の開設に係る支援を行っていくか、本事業

を2年間モデル的に実施した成果を基に、県内市町村への今後の展開・定着を検討してまいります。

○ 個別避難計画について

ケアマネジャーなどの福祉専門職は、避難行動要支援者本人の状況等をよく把握しており、また、福祉サービス提供に係るケアプランと合わせて個別避難計画を作成することが効果的であるため、計画作成へのケアマネジャーの参画は大変重要です。

そのため県では、今年度から、ケアマネジャー、相談支援専門員等の福祉専門職を対象に、個別避難計画作成や関係者との調整に関する知識及び技術の習得を目的とした研修の実施に取り組んでいるところであり、これにより市町村が専門職と連携して計画作成に取り組めるよう後押ししてまいります。

また、県では、「市町村地域防災力強化事業費補助金」により、「地震防災戦略」に掲げる減災目標の達成に向けた対策や、「水防災戦略」に基づく風水害対策、消防防災力の強化などの取組を更なる実効性をもって推進するため、その根幹となる自助・共助の取組や災害時の広域的な対応を図る市町村を支援しています。

この補助金では、補助メニューのうち防災戦略推進事業において、要配慮者の避難支援体制整備事業として、個別避難計画の作成に係るシステム導入・機能強化費用や、個別避難計画の作成にケアマネジャー等がかかわる際の報償費に対し補助を行っており、令和7年度は、9市町において個別避難計画の作成に本補助金が活用されています。

そのため、新たな補助金等の創設は考えておりません。

○ 浸水想定区域の見直しについて

水防法に基づき、内水氾濫の浸水想定区域については市町村が指定し、河川氾濫による洪水浸水想定区域については県が指定することとなっています。

これらの浸水想定区域を基に、避難場所などを示した内水及び洪水ハザードマップを市町村が作成し公表しています。

国は、今回の千葉豪雨による内水氾濫の状況を踏まえ、新たに学識者等による検討会などを設置し、これまでの内水の浸水想定区域の考え方を検証することとしました。

県は、こうした国の動向を注視するとともに、市町村に対して国の検討会などの検討結果を速やかに情報共有するなど、引き続き支援していきます。

また、洪水浸水想定区域についても、今後の国の動向を注視しながら、適切に対応してまいります。

● 県立病院の諸課題について

○ 県立病院の看護師不足と労働環境の改善について

県立5病院を運営する県立病院機構においては、看護師の確保として、民間企業が実施する合同説明会への参加や各病院での就業体験のほか、SNSによる広報などにより、各病院の魅力を発信するなど、確保に努めています。

令和8年4月1日現在の機構全体の看護職員数は1,731人となり、看護師の充足率は98.4%であり、県では必要な人材をほぼ確保できていると認識しています。

一方で、看護職員の中には休業中や、育児や介護のために夜勤ができない方も一定程度いることから、病院機構では、契約職員等の期間雇用職員の募集を積極的に行うことで、必要な勤務体制の確保に努めています。

また、病院機構の年次休暇の取得については、令和7年度の職員一人あたりの年次休暇取得日数は10.8日で、病院機構が作成する年度計画における年間15日の目標値に対し、7割の達成となっています。

そこで、病院機構においては、病院長等が出席する会議において、年次休暇の取得状況や各病院の取組を共有するとともに、新規採用職員研修における制度説明や部署ごとに上司が丁寧に声かけするなどにより、看護職員が計画的に休暇を取得しやすい環境づくりに取り組んでいます。

県立病院における看護師の確保や働きやすい環境の整備に向けて、県としても引き続き、看護職員の確保状況や年次休暇の取得状況を確認しながら、必要な支援をしてまいります。

○ 県立病院でのクラウドファンディングについて

県立こども医療センターを含む県立病院機構では、医療機器は、病院機構の予算の中で購入しており、県はその購入費用の一部に運営費負担金を支出しています。

毎年度、病院の現場からは、新規購入や更新が必要となる医療機器の要望がありますが、病院機構や県の予算にも限りがある中で、一度にすべての医療機器を購入することは困難です。

こうした中、クラウドファンディングという手法により、広く県内外の方々にご協力いただきながら、医療機器を整備していくことは、病院機構の多様な財源の確保だけでなく、病院のPRという点からも有効であると考えます。

今後も、医療機器の購入に当たっては、その必要性や緊急性などをもとに、病院機構が予算を調整し、県も負担金により支援することが基本と考えていますが、そうした中でも、クラウドファンディングによる資金調達が有効と見込まれるものについては、病院機構が実施を判断するものと考えています。

県として、病院機構の医療機器の整備に当たり、必要な財源を確保できるよう引き続き支援してまいります。

● 看護師確保について

○ 修学資金貸付制度の拡充について

県では、県内で就業・従事する看護師等の確保を目的とした看護師等修学資金貸付金制度を運用しています。修学生卒業後の県内就職率は90%を超えており、目的に資する制度となっています。

修学資金の貸付制度は、各自治体の予算規模や地域の実情に合わせて運用されていると認識しており、本県よりも高い貸付金額を設定している近隣都県があることは承知していますが、給付条件や返還免除の要件、貸付者数も様々であることから、貸付金額のみで制度を比較することは困難であると考えます。

修学資金貸付制度が、看護の道へ進む人を増やし、県内の就業看護師を増加させるため、より効果的な制度となるよう、今後も関係団体と意見を交換しながら、検討してまいります。

○ 看護師等の就職支援と病院の採用支援について

ナースセンターの事業は、看護人材を確保するため、県が県看護協会に運営を委託しているものであり、その事業効果を高めることは重要と考えています。

そこで、今年度は、マッチング支援に関する情報等を求職中の看護師へ直接届けられるよう、ナースセンターへの運営委託費の中で、SNS広告などの広報費を増額しており、今後も県看護協会と相談しながら、必要に応じて内容の充実等を検討していきます。

また、県看護協会でも、看護師の就職フェアを昨年度から実施しており、県は同事業への後援や広報面での協力を行っていますが、さらなる支援については、今後も関係団体と意見を交換しながら、検討してまいります。

● 三浦半島中央道（桜山・長柄区間）の見直しと逗葉新道の無料化について

○ 三浦半島中央道（桜山・長柄区間）の必要性に関する交通量等の比較について

三浦半島中央道路は、逗子市・葉山町・横須賀市を結んで三浦半島地域の骨格を形成し、国道134号等周辺道路の交通混雑緩和や地域の交流・連携に寄与するとともに、災害時の代替路となる主要幹線道路として、平成5年に都市計画決定しています。

これまで県は、平成16年までに、県道217号(逗子葉山横須賀)の湘南国際村から県道311号(鎌倉葉山)の南郷トンネル入口交差点を結ぶ約4.7キロメートルの区間を順次、整備を進め供用してきました。

その北側に続く三浦半島中央道路（桜山・長柄区間）では、ご質問いただいた数値は把握していないため、お示しすることは出来ませんが、新たに実施した将来交通量推計により、約8,100台/12hの交通量が見込まれ、また、国道134号の逗子海岸付近で現況約11,700台/12hの交通量が約10,500台/12hに、また、逗子市道桜山115号線の逗子葉山高校付近で現況約4,300台/12hの交通量が約1,600台/12h

に減少が見込まれるなど整備効果を確認し、地元説明会や県のホームページで公表しています。

○ 逗葉新道の無料化について

東西方向の逗葉新道と、南北方向の三浦半島中央道路とは方向が異なり、役割が異なることから、これら二つの道路を比較検討することは困難です。

また、三浦半島中央道路は、住宅地に流入する南北方向の通過交通の転換を図るためにも必要と考えています。

なお、逗葉新道は、道路公社が「道路運送法」に基づき、自らの経営に資するものとして建設し、所有している道路であり、無料開放を前提としておらず、無料化にあたっては、公社の経営に与える影響など、様々な課題への対応を見極める必要があります。

○ 逗葉新道の利益の使途について

本町山中有料道路の建設費用 154 億円の償還については、償還準備金の 66 億 5237 万 6115 円と道路事業損失補填引当金の 18 億 6091 万 382 円を充当しています。

また、不足分については、公社の自主事業である駐車場事業の利益による準備金 38 億 671 万 3503 円を充当しているほか、県の出資金相当額 30 億 8 千万円を返還猶予しており、出資金の原資として逗葉新道の利益を充当していないため、法令上や経営上の問題ありません。

なお、逗葉新道の管理・運営に影響を与えなければ、逗葉新道の利益を有料道路の償還に充てることができることを国に確認しています。

○ 三浦半島中央道の計画の見直しについて

都市計画道路見直しのガイドラインにおいては、県の交通施策の基本的な方向を示した「かながわ交通計画」で一般幹線道路として位置づけた路線は、幹線道路ネットワークの観点から整備が望まれる路線とされているため、必要性が高い路線と判断するとしています。

県は、令和 4 年 3 月に、地元市町の意見聴取や県民意見募集を経て、かながわ交通計画を改定し、この中で逗子市及び葉山町が都市計画決定した三浦半島中央道路（桜山・長柄区間）を一般幹線道路に位置づけています。

さらに、令和 8 年 3 月に地元市町の意見聴取や県民意見募集を経て改定した「かながわのみちづくり計画」において、三浦半島中央道路（桜山・長柄区間）を令和 17 年度までの 10 年間に整備を推進する道路として位置づけており、県としては、現在変更の手続きを進めている都市計画案のとおり、整備を推進する必要があると考えています。

総 第 2500 号
令和8年10月8日

神奈川県議会議長 杉本 透 殿

神奈川県教育委員会教育長 花田 忠雄
(公 印 省 略)

質問趣意書に対する答弁書について（送付）

令和8年9月18日付け神議第1534号をもって送付のありました井坂 新哉議員からの質問趣意書について、別添のとおり答弁書を提出します。

問合せ先
教育局総務室
企画調整グループ 宮下、鎌田
内線 8024

答 弁 書

● 特別支援学校の教育環境の整備について

○ 生徒数の増加への対応と新たな学校整備について

県教育委員会では、令和４年に策定した「かながわ特別支援教育推進指針」に基づき、現在、横浜東部方面及び川崎南部方面における新校整備や、平塚支援学校等既存の学校における増改築を計画的に進めていますが、特別支援学校に対する就学ニーズは依然として高い現状があります。

そのため、一部の学校では、特別教室を普通教室に転用するなど、応急的な対策に取り組んでいます。

また、特定の特別支援学校に子どもが集中しないように、近隣の学校を含めた就学区域の見直しを進めています。

こうした取組により、特別支援学校に対する就学ニーズの高まりに対応するとともに、子どもたちが安心して学べる教育環境の確保に努めていきます。

なお、横浜東部及び川崎南部方面の新校は、横浜市、川崎市の市立小学校跡地を活用することとしており、今後も両市と連携を図りながら整備を進めてまいります。

○ 老朽化対策について

現在、特別支援学校の６割以上が建築後４０年を超えており、校舎の老朽化が進んでいます。

県教育委員会では、現在、新まなびや計画に基づき、県立学校の老朽化対策に取り組んでおり、昨年度は、特別支援学校１１校で外壁の改修や給水管の更新など、教育環境の維持・保全を図りました。

また、新まなびや計画が来年度で終了することから、現在、新たな施設再整備計画の策定に向け、各学校の現況調査等を実施しています。

こうしたことにより、今後も特別支援学校の適切な老朽化対策に向けて、必要となる予算額の確保に努めてまいります。

● 特別支援学校の教員不足の解消と免許取得への支援について

○ 特別支援学校の採用を増やすための取組について

県教育委員会では、特別支援学校の採用を増やすための取組として、昨年度から、教員採用試験において、特別支援学校の教員免許を持っていなくても、小学校等の免許があれば受験できるなど、受験要件を大幅に緩和しました。

また、今年度からは、秋期試験の対象校種を、これまでの小学校から特別支援学校に変更しています。

こうしたことにより、今後も特別支援学校の教員確保に取り組んでまいります。

○ 非常勤で勤務している教員の採用について

正規教員としての採用にあたっては、教員採用試験に合格することが必要ですので、非常勤職員として現に学校で勤務している教員であっても、試験での合格を経ずに正規教員に採用することはありません。

○ 免許取得への支援について

県教育委員会では、特別支援学校の教員免許取得を促進するため、文部科学大臣が認定する免許法認定講習（特別支援教育）を、県内の政令市と共催で、毎年実施しています。

この講習は、非常勤の教員は対象外ですが、毎年、多くの希望者が受講できない状況が続いていますので、今後、政令市と必要な対応を検討してまいります。